

令和2年4月24日

市政記者 各位

経済観光文化局 国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課
文化振興部文化振興課

**県の休業・時短要請の対象となったライブハウス等での
無観客映像配信事業を支援します**

国の緊急事態宣言に伴う福岡市独自の緊急経済支援として、下記のとおり、ライブハウス、劇場、スタジオなどの文化・エンターテインメント施設において、無観客での映像配信等の事業を行う際にかかる導入経費を支援いたしますので、お知らせします。

記

1 支援対象者

福岡県による休業要請、時間短縮営業要請の対象となった以下の施設の運営者
(中小企業・小規模事業者等)

- (1) ライブハウス
- (2) 劇場等 (劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場)
- (3) 貸しスタジオ (密閉, 密集, 密接の状態が生じる音楽, 舞踊等のスタジオ)

2 対象経費

無観客での映像配信等にかかる経費

(カメラ・P C等の機材費, Wi-Fi 整備費, 編集・配信コンサルティング料等)

3 支援額

上限50万円 (対象経費の4/5)

4 対象期間

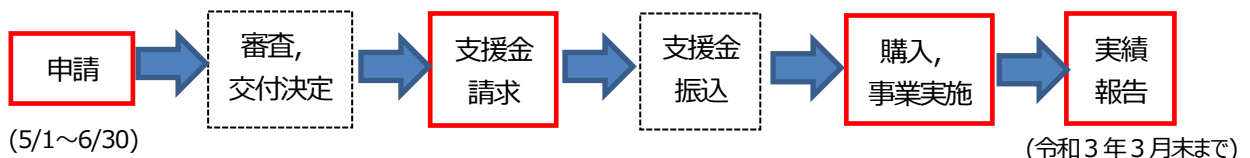
令和2年4月7日から7月31日の間に支出した、もしくは支出予定の経費

5 スケジュール (予定)

- (1) **令和2年5月1日** 申請受付開始
- (2) 令和2年5月中旬以降 支給開始
- (3) 令和2年6月30日 申請締切

※ 募集要項や申請書類については、準備ができ次第、市ホームページでお知らせします。

※ 5/1以降、専用ダイヤルの開設を予定しています (080-6449-6441,6442)。



※ 本事業は令和2年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になる可能性があります。

<問い合わせ先>

● 全般的な問合せ

経済観光文化局 国際経済・コンテンツ部
コンテンツ振興課 中村
電話：092-711-4332 (内線 2590)

● 文化施設について

経済観光文化局文化振興部
文化振興課 中牟田
電話：092-711-4664 (内線 1801)